

令和5年 第1回

かつらぎ町議会定例会（9月会議）

追 加 議 案

令和5年9月5日提出

令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（9月会議）追加付議事件

報告第8号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて ..... 1

報告第 8 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月5日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

## 専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和5年8月21日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

### 記

#### 1 和解及び損害賠償の相手方



#### 2 和解の趣旨

町は、損害賠償金313,023円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和5年6月3日

##### (2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字三谷地内（町道旧県道海南九度山線）

##### (3) 事故の状況

令和5年6月3日午後0時30分頃、かつらぎ町大字三谷地内町道旧県道海南九度山線において、台風第2号の影響により発生した被災者宅の災害ごみを2トン車にて撤去・搬送中、荷台に積載していた積載物が、相手方所有の家屋屋根に接触したことにより、屋根瓦等を破損させた。